

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 31 日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

バスの待合所やバスターミナルにおけるテレワークや時差通勤等の呼び掛けについて（再要請）

バスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等に係る感染予防対策については、「バスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等の感染予防対策について（要請）（令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡）」において、バス利用者等に対し、バスの待合所やバスターミナルでの構内放送、要請内容の掲示等により、手洗い励行、マスク着用、咳エチケットなどの感染症対策の周知徹底に加え、テレワーク、時差通勤等の呼びかけを行うよう、貴傘下会員にも協力依頼をお願いしてまいりました。

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、職場等における感染の拡大を防止するため、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤が有効であることが、改めて示されたところです。

さらに、新年度においては、新社会人の入社、人事異動、新入生の入学等により、通勤・通学事情が大きく変わることから、引き続き下記を参考に、バス利用者等に対するテレワークや時差通勤の呼び掛けを行っていただきますよう、貴傘下会員に協力依頼をお願いいたします。

記

（放送文案（例））

-国土交通省、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです-
バス車内での感染リスクをおさえるためには、車両混雑を緩和することが有効です。乗客の皆様におかれましては、テレワークや時差通勤の取組にご協力をお願いします。また、手洗い、マスク、咳エチケットなどの感染症対策にもご協力をお願いします。